

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第五章 労働協約状況

第一節 労働協約

総説 (一)終戦直後から一九四七年上半期に至るまで、労働協約をめぐる労資の動向は、労働組合側の圧倒的な主導の下にあったといえよう。

債務的部分の一方的宣言と評せられた京成電鉄の協約(四五・一二・二九)にしても、比較的詳細な規範的部分をもつものとして称讃された東宝の協約(四六・一二・三)にしても、何れもそこに獲得された労働組合側の諸権利は、解放の喜びに満ちた労働階級の強い力を表現していた。そして四五年及四六年に主として産別系の組合によって結ばれた協約は、たしかに独特なタイプをつくりだしたものである。それは、外からの力によって一時に解放され、急速に組織を拡大していった労働階級の力と、これに比していわゆる虚脱状態の下になすところを知らなかった資本陣営の無力と、更に激しいインフレによって低下の一途を辿った生活水準等々を反映して、凡そ次の様な特色をもっていた。

(一)労働条件の基準を定めた規定が抽象的であり、単に「最低生活費の保障」「賃金スライド制」等の原則を宣言するに止り、具体的労働条件の決定は賃上げその他別途の団体交渉に委ねたこと、(二)人事(解雇、異動等)経営の重大な変更(工場閉鎖、長期休業、重要会社資産の譲渡等)を組合の同意又は承認の条件にかけたこと、(三)クローズド・ショップ制又はユニオン・ショップ制、(四)組合活動の大巾な自由(就業時間中の組合活動、有給専従者等)、(五)平和義務思想の欠如又は稀薄、(六)経営協議会による経営参加、(七)有効期間の更新及び自動延長。

労働協約が本来、労働条件の維持改善、企業運営の民主化、及び産業平和の確保という三つの機能をもち、前二者が主として労働組合の望むところであり、後一者が主として経営者の望むところであるとするならば、右の協約が労働組合の主導のもとに締結されたものであることは容易に理解される。本稿では右の特色をもつ労働協約を仮に戦後日本型協約と名づけることにする。

もっとも戦後日本型協約にあらわされる協約の主流の他に、主として総同盟の協約基本案(四六・二・一九)及び協約要綱(四六・一二・一四)の影響の下に労資協調の色彩をもった一連の協約が結ばれていた。これらの協約は「能率増進」「産業平和」「社運興隆」等の理想をうたい、経営協議会の重視、平和義務、クローズド・ショップ等の特色をもつ。

この様に終戦来四七年上半期に至るまでの協約は大別して凡そ二つの傾向を含んでいたが、然しおしなべて組合側に対して多くのものを保障し、経営者に対して多くのものを負課する傾向をもっていたことは否めない。

(二)然し経営者は右の様な協約のながい存続を許そうとはしなかった。組合運動の「健全化」「民主化」の呼声と共に経営者は「失地回復」の名の下に経営権、人事権の回収、確保にのりだした。東京商工会議所はいちはやく標準労働協約を発表して(四七・八・一)経営権、人事権侵害の不当をならし、これらが経営者に属することを叫んだ。この運動は日と共にさかんになり、官公労組の協約に関する閣議決定、運輸当局提出の国鉄協約改訂要綱(共に四七・八・二〇)、関東経営者協会の「労働協約に関する意見」(四七・一一・二五)、日経連の「改訂労働協約の根本方針」(四七・一一・二五)ポツダム政令二〇一号(四八・七・三一)、国家公務員法改正(四八・一二・三)、労働次官通牒(四八・一二・二二)等々となってあらわれ、四九年にはいってからは懸案の労働法規改訂の問題が具体化し、六月には遂に改訂労組法が施行される運びとなった。そして新法は従來の協約に対して重要な改訂を要求するものといわれた。

このように、四八年及び四九年における労働協約の動向は改訂組合法に結実した政府並びに経営者の要求と、既得権防衛のためにこれに抵抗する組合側の要求との衝突摩擦であって、協約はその二つの要求の間にひかれた切線として締結されたのである。組合側の抵抗は敗れて屈服となり、或は打勝って現状の維持となり、或はまた抵抗を放棄した順応となり、この抵抗の強弱に従って切線は左右に大きな振幅を示した。この間の協約の発展は凡そ、次の三期に分けて考えることができよう。

◇第一期(四八年一月から同年七月まで)

この期の始期は本年鑑編集上の便宜に基くものであって、実質的には四七年八月(同月二二日、官公労組の協約に関する閣議決定——この決定は、経営者側からする協約改訂の運動が緒につき始めた時期を表す)に始まるものと解すべきである。終期は官公労組の協約を無効に帰せしめた七月二二日の芦田首相宛マッカーサー元帥書簡、及び、同月三十一日の政令二〇一号の公布即日施行によって区切られる。

◇第二期(四八年八月から四九年五月まで)

この期の終期は四九年六月一〇日の改訂労組法の施行によって区切られる。

◇第三期(四九年六月から同年一二月まで)

第一期(四八年一月—四八年七月)

◇概況

この間の労働運動の主流は、官公庁労組が、前年九月以來一八〇〇円ベース反対、最低生活給確保を叫んで闘争に入り、四八年三月には地域的賜暇戦術を伴って官公庁事務の停滞を招き、三月二九日にマーカット声明が発せられて、これをきっかけに四月一九日に一応の妥結をみたが、六月からは再び国鉄も含めて五二〇〇円ベースを要求して闘争にたち、遂に七月二二日の歴史的マ書簡の発表をみるに至った時期に相当する。また漸く「組合民主化運動」が盛になって、二月には産別民主化同盟の結成があり、次第に立直ってくる資本の攻勢を反映して組合には分裂が現れる。

これを要約すれば、この期は終戦來組織の拡大と力の充実につとめてきた組合が前年後年から緒についた資本の攻勢と眞向から衝突して切迫した階級闘争をくりひろげ、他方組合内部の左右の分裂抗争が、激しく噛み合い始める時期に相当するのである。これは協約の動向にも反映して、戦後に獲得した既得権を更に一步押し進める組合案と、これを切りくずそうとする経営者案が発表され、組合が勝った場合には引続き先に戦後日本型と名付けた協約が締結され、経営者が勝った場合には、人事権・経営権の確認、平和義務、組合活動の制限規定を含む協約が締結される。しかし後者の場合においても、経営者の意見は未だ、二期、三期にみる様には定型化されておらず、従って出来あがった協約も、後に完成した定型に比べれば未だ整備されないものを多く含んでいた。

七月三十一日の政令二〇一号は、官公労組が従来結んでいた協約をすべて無効にすると共に、協約能力を奪い去ったものとして、その協約に與えた影響は特筆されなければならない。

なお労働省調査によれば、四八年六月末の産業別の協約締結状況は次の通りである。

この統計は、単位組合又は分会が独自に協約をもっていない場合はたとえ上級連合団体の締結した協約の適用を受けていてもこれを協約現有組合数及被適用組合数に算入していない。従って四七年度及四九年度の統計ともそのまま比較しえない。

次表によれば協約現有組合数は一二、四八四組合で締結率は三六・八三%、被適用組合員数は三、一五二、八〇六で、これの組合員総数に対する百分比は四八・二五%である。然し四九年六月末調査と同じ方法で、分会又は単位組合が上級連合団体の締結した協約の適用を受けている場合には、たとえ単独に協約を締結していなくてもこれを被適用組合員数に算入すると全組合員総数の七九%に及ぶ多数が協約の適用を受けている。

この数字は戦後の協約統計中最高を示すものである。

締結率を産業別にみれば鉱業中石炭鉱業が六二・〇二%の最高位を示し、製造工業中金属工業の五七・九五%、機械器具工業の五六・七五%がこれに次ぐ。被適用組合員数の百分比においても同じく石炭鉱業の七八・八八%が最高位で、修理業の七七・三九%、機械器具工業の七五・四〇%がこれに次ぐ。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
